2 講演

「地方公共団体における被害者支援を充実させるために 一第4次犯罪被害者等基本計画を踏まえて一」

皆様、こんにちは。上智大学の伊藤と申します。今日は「地方公共団体における被害者支援を充実させるために一第4次犯罪被害者等基本計画を踏まえて一」というテーマでお話しさせていただきます。私は、昨年3月に大学を定年退職いたしまして、今は研究員として、犯罪被害者の問題、被害者支援について研究を続けております。専門は社会福祉で、中でも臨床的活動分野と言われているソーシャルワークを専門としております。

今日は60分間というお時間をいただきます。皆様方の貴重なお時間を頂戴いたしますので、1つでも2つでも参考になる点があればという思いで精いっぱい務めさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

では、本題に入ってまいります。今日の予定ですが、大体このような内容を考えております。まず、我が国における犯罪被害者支援の発展経緯に軽く触れた後、私は第4次基本計画の策定に携わりましたので、個人的観点からの説明になりますが、第4次犯罪被害者等基本計画についてお話をさせていただきます。後半は、被害者支援の現状と課題について、私どもが実施した調査結果を基にお話しさせていただこうと思っております。最後はまとめになります。

では、犯罪被害者支援の発展経緯について、既に皆様方よく御存じのことかと思います。 日本では欧米諸国に比べておよそ20年、被害者支援が遅れていたと言われているわけです が、それは、日本では犯罪被害者等給付金支給法が制定されたのが昭和55年、1980年のこ とでした。欧米諸国ではすでに1960年代の後半、70年代にかけて次々とできていました。 こうした国による保障制度ができたのがおよそ20年後だったということです。これ以前に は被害者に対する救済策というものが全く存在しなかったわけですので、これをきっかけ に徐々に整ってきたということが言えるかと思います。

そして、何といっても大きいのが、犯罪被害者等基本法が成立したことで、平成16年12月でした。この基本法は犯罪被害者の尊厳を明文化して、犯罪被害者の権利を守りますということを明らかにした初めての法律です。この法律に基づいて犯罪被害者等基本計画が策定され、258施策が明文化され、それから5年ごとの見直しがあって、第2次、第3次、そして現在、令和3年4月から第4次基本計画が始まったことになります。このような流れを見てみますと、犯罪被害者の「権利」を求めていた時代が長かったのですが、最近はその辺は整ってきて、生活再建のための「ニーズ」を満たそうという時代に変わってきたといった指摘がされております。

では、基本計画について、皆様方よく御存じと思いますが、4つの基本方針、それから

5つの重点課題が定められました。

この4つの基本方針は、基本法に基づいて立てられたわけですが、尊厳にふさわしい処遇を権利として保障する。個々の事情に応じ適切に行われる。途切れることなく行われる。それから、国民の総意を形成しながら展開していくということですね。この基本方針について、「本当にこの基本方針の言葉を見るだけで涙が出るほどうれしいです」とおっしゃった犯罪被害者御遺族の方がおられました。その方はまだ基本法、基本計画のできる前に犯罪被害で御家族を亡くされた方ですが、そのときは孤独だったし、国から見放されたと感じて苦しかったとおっしゃるんですね。この基本方針を見るたびに本当にありがたいと思うということでした。ですから、私どももこの基本方針をよく踏まえて基本計画のことを考えていきたいと思います。

そして、具体的な重点課題になります。5つの分野にわたって課題が設けられたわけです。これを見てみますと、非常によくできているなという感じがいたします。まず、損害回復・経済的支援等への取組です。それから2番目には精神的・身体的被害の回復・防止、3番目に刑事手続への関与拡充、そして4番目に支援等の体制整備、5番目には国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組が入っています。

この基本計画をつくるに当たっては、被害当事者の方が入られ、研究者や支援者が中心になって尽力されたものだと伺っております。非常によくできている、全て被害者のニーズが入った課題が定められている、いつ見ても私はそのように思うのですが、そのような経緯で最初の基本計画では258施策が決まったということです。

ここから第3次基本計画までポイントを見ていきます。まず第1次・第2次基本計画の下で、損害回復・経済的支援等の取組の課題について、特に犯罪被害給付制度の拡充が入ってきています。先ほど、この給付制度ができたことが我が国の被害者支援の始まりだったと申し上げましたけれども、当時は単なる一時金で、まだまだ見舞金程度でした。これを被害者の要望に沿ったものにもっと拡充していこうということで、第1次・第2次基本計画では犯罪被害給付制度の整備が推進されていきました。

もう一つは、損害賠償命令制度が新たにできたことです。損害賠償請求に関して刑事手続の成果を利用できるようになりました。被害者の方が求めていた制度ですが、被害者側の負担が軽減されるという意味では大きかったと思います。そして、刑事手続への関与拡充という課題の中では、とても大きな成果として被害者参加制度の創設があります。刑事司法上、極めて大きな変革だったと言われております。従来、犯罪被害者は、当事者でありながら、裁判においては蚊帳の外に置かれ、単なる証拠品の扱いでしかなかった。この制度によって、被害者が公判で被害者参加人として被告人に質問や意見陳述ができるようになりました。御存じの方が多いと思いますが、全国犯罪被害者の会という当事者団体が非常に精力的に活動されて導入に至った制度です。

では、第3次基本計画のところを振り返ってみたいと思います。ここでは4点ほど挙げ

させていただいています。犯罪被害給付制度の一層の拡充ということですね。資料に細かく書いてありますが、このような点が不十分だったわけで、それを1つずつクリアして拡充することができたというのがこの第3次基本計画の下でした。また、大きかった点としてはカウンセリング費用の公費負担です。これは平成30年7月に全国に整備されるに至りました。それから、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターですね。被害直後から医療的・法的・心理的な支援を1か所で総合的に行う組織で、本当に支援者たちが強く望んでいたセンターですが、全国に平成30年10月までに設置されました。もう一点ですが、これは自治体に関することです。被害者等のための総合的対応窓口が全国の地方公共団体に設置された、平成31年4月のことでした。この中では中長期的な生活支援が強調されて、社会福祉士、精神保健福祉士及び臨床心理士など、専門職の活用が推進されていきました。

では、ここで、この基本計画がどのように策定されていくかについて少しお話ししたいと思います。

ここに書いてありますように、犯罪被害者等基本法に基づく犯罪被害者等施策推進会議が内閣府に設置されておりまして、その下に推進専門委員等会議というのがあり、実質的な議論をこの会議で行っていくという仕組みになっております。11名の構成員と関係府省庁の責任者が集まって、議論を重ね検討していきます。この構成員は、まず被害者御遺族の方が3名ほど入られ、それから精神科医、法学者や弁護士、そして私のように社会福祉を専門とする研究者も入っておりました。会議前に構成員に資料が送付され、意見・質問を提出してという形で計画案を練っていきました。昨年はこの第4次基本計画をいよいよ本格的に検討するという時期にコロナ禍が始まり、書面会議となり、昨年の8月からはウェブ会議になり、以後、ウェブ会議で議論していきました。

この専門委員等会議が終わったのはたしか1月だったと思いますが、私は東京の自宅にいて窓から小雪が降ってくるのを見ました。そのような月日を重ねてこの計画案を練ってまいりました。本当に警察庁の犯罪被害者等施策担当参事官室の皆様は少数精鋭で、審議官はじめ大変な御苦労があったものと思います。

では、具体的な策定プロセスですが、ここに書いてあるとおりです。パブリックコメントを募集して、多くの方から意見を聞き取りました。大体530項目の要望・意見が寄せられましたが、第3次基本計画のときが350ぐらいでしたので、今回かなり多かったということが言えるかと思います。そして、その意見を1つずつ精査し検討して、計画案をまず作成して、さらにそれをパブリックコメントにかけ、会議で議論を重ねて策定していったということになります。

第4次基本計画について説明していきます。最初の基本方針と重点課題は、この枠組み を維持することになりました。そして、全部で279施策が策定されました。第3次基本計画 をさらに充実させる内容になっているというのが私の印象です。近年の事件、被害状況を 踏まえて新たな対応策が盛り込まれましたし、犯罪被害者等に対する配慮が一層細かく入 ったということがまず言えると思います。今日は時間の制約もありますので、この重点課 題のうちの2番目、3番目、4番目についてお話しさせていただこうと思います。なお、 余談になりますが、5番目の国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組というのは、 最初の基本計画のときからそのままこの重点課題に入っています。最初のときから15年以 上たっているのに、まだ国民の理解の増進ということを入れなくてはならないのかという 点は少し議論があったように思いますけれども、今回このままの枠組みでいきました。

最初は、2番目の重点課題のところの話になります。精神的・身体的被害の回復・防止への取組です。ここでは3つの項目を取り上げさせていただきます。

まず、ワンストップ支援センターの体制強化という点です。全国に整備されましたが、 内容を見ると、まだまだ不十分な点があるということで、幾つか体制強化のための項目が 挙がっています。例えば24時間365日の対応ができるようにする、また、拠点病院にあるセ ンターのほうがいろんな意味で充実するので、そういった形の整備を促進していくことに なりました。地域連携体制を一層確立するという点もきちんと入りました。それから、障 害者や男性を含む様々な性被害の方たちへの対応、支援を行うことができるように施策を 検討していくという点です。2017年に刑法が改正されて、性犯罪は被害者側からの告訴が なくても公訴できるようになりましたし、被害者の性別も問わないということが入りまし た。それを踏まえて、この基本計画におきましても「男性等を含む」というような言葉が 入ったということだと思います。

次の項目は、児童虐待の防止及び早期発見・早期対応のための体制整備です。数年前から重い児童虐待のケースを見てみますと、どうも家庭で母親がDVを受けていたというケースも多かったようです。そうした点が明らかになるにつれて、DVセンター、暴力への対応機関と児童虐待への対応機関がもっと連携して協力していく必要があるということで、この項目が盛り込まれました。それからもう一点、職員等に対する研修の充実ですが、警察において、性犯罪被害者の心情に配慮した捜査及び被害者支援を推進するために、男性や性的マイノリティーが被害を受けた場合の対応も考えます、そのために一層研修を充実させていきますということが入りました。

次に、第3番目の重点課題を取り上げます。これは刑事手続への関与拡充への取組で、ちょっと難しいとお感じになっている方も多いかもしれません。先ほど申し上げたように、被害者の方は刑事手続において非常に弱い立場に置かれていた時代が長かったわけです。私の印象としては、犯罪被害に遭っても、加害者側の情報というのはほとんど得ることができず、情報を得ることが非常に限られていて、重いドアが閉まっていました。それが1つずつ、最初の基本計画からだんだん開いていったというような印象を持っていますが、今回、第4次基本計画ではさらにその扉が大きく開いたように感じます。これから具体的な施策を考えていくので、今後講じられる施策を見ていかなければなりませんが、非常に

前進したと思っております。詳しくは説明する時間がありませんが、例えば、ここに書いてあります、加害者処遇における犯罪被害者等への配慮の充実です。加害者処遇といいますと、少年院や刑務所で行われている改善指導や矯正教育の中で、被害者の心情をもっと理解させ、そして、そうした指導の効果が上がっているか、そういう検証も含めて検討を行うという点が入りました。

もう一つ挙げているのが保護観察処遇の充実です。更生保護と言われる領域は加害者の 社会内処遇ですが、そこにおいて、具体的に踏み込んだ形で、被害者がもっと利用しやす い制度に改善していくことになりました。法務省から詳しい説明があるかと思いますが、 最初の基本計画によって更生保護における犯罪被害者等施策ができて、被害者の方が加害 者についての情報を得たり、あるいは自分の被害に関する思いを伝えたりということがで きるようになりました。今回、それを一層、犯罪被害者の視点に立った形で、思いに応え る形でということで充実させていくことになります。

この制度を利用した方々の体験談が法務省のホームページに最近載るようになりました。それを読んでいただくと、こういう制度があり、それを利用した被害者の方はこういう気持ちを抱かれるというのが具体的によく分かります。ぜひ地方自治体、関連機関の被害者支援を担当される方もご覧いただき、こういった制度の情報について、理解を深めていただきたいと思います。更生保護におけるこうした制度は、被害者の方にとって被害回復に役立つことが報告されておりますので、ぜひ関心を持っていただけたらと思っております。

では、次に行きたいと思います。第4番目の重点課題で、支援等のための体制整備への 取組です。まず地方公共団体における総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援の促進につい て、ここに挙げておりますのは、この条例に関して、警察において、こういった検討、そ れから条例の施行状況の検証及び評価などに資する協力を行うことが明記されました。現 在、広域地方公共団体においては、大体7割近く、32都道府県で条例が制定されましたが、 未整備の自治体もあります。ぜひ条例制定に向けて御尽力いただけたらと思っております。 全国的に見て地域格差が出ないようにというのが、これからの被害者支援の課題ですので、 どうぞよろしくお願いいたします。

次は、学校内における相談体制を取り上げております。犯罪被害に遭った児童生徒、その兄弟姉妹である児童生徒及びその保護者の相談に学校で継続的かつ適切に対応するということです。教職員指導力の向上にも努めることが入りました。第3次基本計画の中でもこの兄弟姉妹のことは触れられていましたが、基本計画の中に施策として入ったのは今回が初めてだと思います。御遺族の方の強い要望で、どうしても被害に遭った子供に対しては保護者や周りの関心が向くけれども、兄弟姉妹は取り残される、支援されることなく、非常に後悔があるといった御遺族の声がありました。まずは学校の体制を整備、充実させましょうということになりました。それからもう一つ、学校関係のことですが、教育委員会との連携・協力先として、犯罪被害者等早期援助団体が入り、連携・協力を充実・強化

していくことが明記されました。これは早期援助団体の責任者の方が「入ってよかったです」とおっしゃっていました。連携が取りやすくなっていくものと思います。

それから、この点も御説明したいと思います。支援等のための体制整備への取組について、マスコミで報道されておりましたが、最近の事件を反映させる形で、SNSを含むインターネット上の誹謗中傷等に関する相談体制の充実、それから誹謗中傷等を行わないための広報啓発活動の強化が初めて入りました。インターネット社会になった現在、大変重要な点だと思います。

それからもう一点、皆様の御記憶に新しいと思いますが、京都アニメーションの事件のように死傷者が多数に及ぶ事案の場合、こういう事案を想定した実践的なシミュレーション訓練を実施しておくことが必要だろうということでその点が明記されました。被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおけることですので、これから説明があるものと思います。具体的な形で、訓練や事例検討を行って、そういう事案に応じた対応力の向上を図っていくことが入ったことになります。

第4次基本計画について、個人的な観点からポイントと思われる点を説明させていただきました。このほかにも重要な点はたくさんあると思います。ぜひ第4次基本計画に目を通していただいて、このような形で今後5年間被害者施策が推進されていくことについて、御理解と御協力をいただけましたら大変ありがたいと思っております。

ここから後半の話になります。犯罪被害者支援の現状と課題について、日本学術振興会科学研究費の助成を受けまして調査を実施してきております。ここでは、この調査結果を基に、被害者支援において求められること、ポイントとなる点について提案をさせていただきたいと思っております。調査に関しましては、ここに書いてあるとおり、倫理的配慮の下に調査を実施しております。

どのような調査を実施したかですが、まずAの民間被害者支援団体の利用に関する調査、これは2014年に実施したものです。それから、Bとしては、地方公共団体における被害者支援総合的対応窓口を対象にした全国調査を実施させていただきました。2016年のことですが、この調査の結果に関しましては、平成28年度の本会議において報告させていただいております。Cの3番目の調査は、被害者支援における多機関連携に関する調査で、2017年に実施しました。それから、もう一つ「被害からの回復」をテーマにしたDの調査があります。これは全国被害者支援ネットワーク、法務省、それから当事者団体の方など、御協力いただいて実施した調査でして、現在分析中のものです。ここではA、B、Cの調査結果について御報告させていただこうと思います。

まず、民間の被害者支援団体の利用に関する調査ですが、この調査自体は、支援センターの責任者、直接相談に当たっている職員、このセンターを利用した被害者や御遺族を対象にしたものでしたが、ここでは利用された被害当事者の方の声を取り上げたいと思って

おります。民間の支援センターでどのような支援を受けたか、そこにどのような課題があったかを明らかにしました。こういった被害者の方の調査は、なかなか難しい点がございまして、この調査では全国被害者支援ネットワークに加盟する支援センターを通じて被害者の方に質問紙調査をお配りして実施しました。40名の方から御回答いただきました。決して多くありませんが、本当に貴重な声だったと思います。

その結果から幾つかの抜粋ですが、相談した当初感じていた困難について回答いただきました。幾つか項目を挙げて、「はい」「いいえ」で該当するかを答えていただいたのですが、やはり精神的な不調については100%、全員の方が感じておられました。次に多かったのが、被害者として利用できる制度等の手続が分からなかったという回答で8割以上でした。また、どんな支援が受けられるか分からなかったという方が8割近くおられました。それから、日常生活上の支障について、家事など日常生活を送る上で支障が出たという声が6割以上でした。制度利用の手続が分からなかった、情報がなかった、それから日常生活に支障があったという点は、いずれも自治体の窓口で対応できるものとして、指摘させていただきたいと思います。

被害者の方の要望ですが、民間の支援センターを利用したことについて評価され感謝がある一方で、課題だったと思う点が挙がりました。それをまとめたものです。まず、被害者のための情報が不足している。利用できる制度があっても、それがあることを知らなければ利用できないということです。まさにそうですね。それから、生活支援。家事も身の回りのこともできなくなったので、訪問援助があると助かるということ。そして、3番目の点ですが、支援センターだけでは不十分ということです。支援センターは、北海道は2か所ありますが、都府県は1か所ですので、センターと離れているところに住んでいた場合はなかなか大変です。行く負担を減らしてほしい、自宅より遠距離で出向くことが精神的負担だったと書かれていました。自治体によっては、「とてもいい民間の支援センターがあるから」とおっしゃるかもしれませんが、身近な自治体に対応窓口がある意味はこの辺にあると思います。

具体的な被害者の方の声も拾ってきました。私にとってとても印象的だった声です。「犯罪被害に遭うと、その日を境に生活が一変する。突然、まっ暗な荒れ狂う海に放り込まれたようなものだった」と。それから、「ある日突然に出合う為、日常生活が破カイされ、何も考えること、することが出来なくなった。廻りの人達が各々の考えでアドバイスしてくれたが、後で思い返すと、みんな勝手な事を言い、それに私自身がただ振り廻されていた感じ」。もし、行政、専門的な部署から適切な助言や支援の方向性を早い段階で示すことができていたら、かなり違ってくるのではないかと感じております。

次の調査に入ります。地方公共団体の総合的対応窓口の調査です。対応窓口の実態と課題を明らかにするために、2016年に実施しました。2015年の4月には市区町村の9割でこの窓口が設置されたという頃でした。まずまず設置されてきたけれども、果たして対応窓

口として機能しているのか、その中身はどんな実態にあるのかという点について実態調査をしました。すでに御報告させていただきましたが、重要だと思われる点をまた今回取り上げたいと思います。5年前の調査ですので、現在かなり改善されていますとおっしゃる自治体の方が多いかもしれませんが、何かしら参考になる点があればと思い、御報告させていただきます。

まず属性です。回答のあった地方公共団体の区分としては、一般市が一番多く、2番目が町でした。

それから、相談件数についても質問いたしました。過去おおよそ1年間、犯罪被害者に関わる相談はありましたかについて尋ねたところ、過去1年間に窓口に相談があったところは2割に満たなかったことが実態として分かりました。

次に、担当されている職員の資格を尋ねています。特に資格はないという回答が9割近くで、対人援助職の資格等を有する担当職員は1割でした。

この点をさらに分析いたしまして、担当者の資格と相談の有無の関連を見ました。ここに書いてありますように、対人援助職の資格を持った職員が配置されている窓口は相談をより受けている傾向が有意差で見られたという結果が出ました。

もう一つ、担当者の資格有無と連携先についても分析しました。連携先として、この円グラフに書いてありますように、様々な機関を挙げて、どれだけ連携していますかを尋ねました。青い線が資格を持っている担当者の場合、赤い線が資格はなしですが、ぱっと見ても、資格を持っている担当者の方がいろいろな機関と連携を取っていることが分かると思います。有資格者は資格がない者よりもバランスよく他機関と連携を取っていることが示されています。

もう一点ですが、これはいわゆるスーパーバイズ体制と言われるものです。専門的な助言や指導を受けられる体制が整っているかということを聞いてみました。見ていただくと分かりますように、担当者への被害者支援に関わる専門的な指導体制がないという回答が9割以上でした。体制がありますというのは7%、今後体制を整備したいというのは1%、そんな結果でした。このスーパーバイズ体制については、後ほどまた詳しく触れたいと思います。

このような調査結果からポイントを幾つか挙げさせていただきます。まず、ポイント1、担当職員数は2名以上体制へということです。担当職員数が2名以上だと相談件数が増えることは調査結果から明らかでした。被害者家族の中に様々なニーズがある場合や広域支援が必要となる場合が増えてきています。そのような場合、1人の対応では難しいと言えると思います。また、兼務であっても、複数名いれば、窓口の充実に向けて知恵を出し合うことができます。

次にポイントの2、「相談援助」業務経験あるいは資格を持っている者の配置へです。社会福祉士や精神保健福祉士、あるいは保健師、そして心理関係の公認心理師とか臨床心理士など、そういった対人援助職としてのキャリアのある者を窓口の担当者とすることで、

相談ケースの増加につながります。それから、多機関との連携率が高まるということです。もう一つ挙げるとすれば、様々な犯罪被害者支援に関連する事業の展開につながっていくであろうということです。自治体における被害者支援の広報啓発はぜひ進めていただきたいので、こうした経験のある担当者が配属されることで違ってくると思います。第4次基本計画でもこの専門職の活用を一層推進していくわけですが、エビデンスとして、こういうことが言えるからだということで御理解いただけたらと思います。

ポイントの3になります。各地方公共団体で、地域住民の犯罪被害相談を引き受ける意識を持っていただきたいということです。先ほども御説明しましたが、民間の支援センターではなかなか限界があって、被害者の数%しか対応できていないのが実情だと思います。また、こういうことも言われております。被害者の援助希求力、援助を求める力ですが、それが低いことは多くの研究結果より明らかになっております。何をすればいいのか分からなかった、不安だった、ただ不安だったとおっしゃいますが、実際は多岐にわたるニーズを抱えていることがほとんどです。そういうニーズを丁寧に拾っていただきたい、支援に結びつけていただきたいということです。行政が関与する保健福祉、居住サービスなどの生活支援は、住民に近い地方公共団体窓口が行うのが適切です。小さな自治体では、「うちは窓口を開いても相談来ませんよ」とおっしゃるところもあると耳にしますが、いろんな面から被害者の相談を引き受ける意識をまず持っていただきたいと思っております。

ポイント4に入りたいと思います。ここに書いてありますように、できることから始める。これは、50件以上の相談が寄せられた窓口を分析した結果から出てきたことです。例えば、自治体独自のリーフレットなどを作成してみる。相談が多い窓口は連携が取れているわけですが、関係機関の挨拶回りをまず行っていただくことで、ケースの相談に備えることができますし、ケースを扱うこともできるということです。次の点を挙げたいと思います。

専門的な助言・指導のできる体制を整えることについて、このスーパーバイズ体制というのは、社会福祉の分野ではとても重視されております。現場で相談業務に当たる職員が、この支援でよかったか、もっとよい方法があったのではないかと悩むことがあるわけです。そういう場合、専門的な助言・指導が得られるバックアップ体制があるのは非常に重要です。具体的にどのようにしてこのスーパーバイズ体制を整えていったらいいかという点ですが、例えば、庁内で他部署、精神保健などを専門としている部署の精神保健福祉士とか保健師などの資格を持っている経験者の助言を仰げる体制をつくっておく。また、外部からでは、例えばですが、日本精神保健福祉士協会や日本社会福祉士会などの職能団体、あるいは大学の研究者、専門家などと連携して、スーパーバイズ体制を構築していくことも可能かと思います。こういう体制をつくる上では予算措置も必要となってこようかと思いますが、組織としてこういうスーパーバイズ体制があることは必須とも言えますので、ぜひ御検討いただきたいと思っております。

そして、もう一つ挙げたのは、重複しますが、専門職の担当者を確保していただきたい。

この点については、すでに専門職の担当者を置く窓口が増えているものと思いますが、まだの自治体へのお願いになります。そして、兼務・複数名のほうが、相談実績が出てきますし、担当歴が長いほうがよいという点も挙げさせていただきました。

では、次の調査に入りたいと思います。これは被害者支援における多機関連携に関する調査です。全国の被害者支援に当たる部署の担当者を対象に、調査を実施いたしました。ここにありますように、警察、民間支援団体、市区町村、医療機関、それから女性センター等が対象でした。皆様の中には、この調査に御協力いただいた方もおられるかもしれません。ありがとうございました。質問紙調査で、335名の方から回答を得ました。御存じのように、連携は被害者支援においてもとても重視されております。ざっと考えても、司法はもちろん、医療、福祉、心理、介護、教育、居住、就労など様々なニーズがあり、そうしたニーズを充足していくためには、多くの機関・団体と機能する連携体制をつくっていかなくてはなりません。この調査の中では、被害者に対する支援過程や、連携がうまくいった事例のことなども聞いていますが、ここでは、連携における困難と、その対応策、方策について説明していきたいと思います。

調査の中で、多機関・団体等と連携する上で日頃どのようなことに難しさを感じていますかについて尋ねてみました。自由記述で166件ほどの回答があり、それをカテゴリーに区分していきました。ここでは多いものから説明していきたいと思います。

まず情報共有と個人情報の保護など情報に関わる困難というのが多く挙がっておりました。これについては、やはり関係機関の間で情報共有に関する仕組みやルールを設定しておくことが大事になろうかと思います。

次に挙がってきた困難ですが、相互の理解・知識不足、見解の違いから生じる難しさがありました。それから、担当者個人あるいは機関の意識や力量の差から来る困難。熱意の差とか温度の差というような言葉が入っていましたが、そういうところから来る難しさです。そして、担当者間の信頼関係をつくるのが難しかった。例えば、関係ができた頃に担当者が異動してしまったとか、案件の引継ぎがなされていないとか、人事異動に伴う難しさが結構挙がっておりました。この点に関しましては、定期的会議の開催、それから人事異動の工夫をぜひ行っていただきたいということになります。

3番目に多く挙がっていた連携上の困難は、組織の制約、制度上の限界という点でした。 各機関に制度の縛りがあって、垣根を超えるのが難しかった、行政の限界を感じるといった声も上がっておりました。支援全体をコーディネートする必要性もありますが、これは後で詳しく説明いたします。こういう点に関しては、なかなか難しいですけれども、1つは、担当者間の信頼関係が不十分なために組織間の壁を高く感じる、強く感じることもあるのではないかと思います。互いの役割を理解し信頼関係を築く中で、被害者のための柔軟な対応、制約を超えるための発想も生まれるのではないかということを提案させていただいております。支援全体のコーディネートについては、どの機関が役割を担うかは、個 別事例ごと、あるいは圏域内の支援体制としての標準的な在り方を協議しておくことが必要なのではないかという点を、調査報告書の中で提案いたしました。

こうした調査結果から、よりよい連携に向けて、幾つか指摘したいと思います。顔の見える関係というのはよく言われることですが、このためには、やはり定期的に集まってということですね。大事な点としては、定期的な会議の中で途切れない支援の重要性を共有しておく。それから、互いの機関の機能を常に確認し合っておくということです。

そして、支援における役割や責任を明確化しておく。また、先ほど一番多く挙がっていた情報共有に関しては、ぜひガイドラインを作成していただきたい。もうつくっていますよという自治体があったら、すばらしいことだと思いますので、ぜひそういうものをお示しいただきたい、ほかの自治体にも参考になるのではないかと思います。

もう1点、コーディネートの機関が必要だという点です。ケアマネジメントの発想に基づく体制整備。社会福祉の観点から指摘させていただくと、高齢者分野や障害者分野の中ではこうしたケアマネジメントの体制が整っています。そのような連携体制の仕組みを、制度として被害者支援に導入することを検討すべきだと思っております。コーディネート機関に関しましては、将来的には恐らく自治体が担っていくことになるのではないかと考えております。

連携についていろいろなことを申し上げましたが、第4次基本計画ではこの「連携」というキーワードが99か所ぐらい入っております。第3次基本計画で88か所、最初の基本計画では69か所ぐらいでした。現在、ますますこの連携が重視されているということです。連携体制について、ぜひ皆様方の間で知恵を出し合って、動き出していただきたいと思っております。

もう一点挙げさせていただきます。ポイント5として、窓口で担当に当たっておられる 方にぜひ留意していただきたいと思っていることです、情報提供のことですね。これから 挙げる点も社会福祉の分野ではよく指摘されていることです。単なる情報提供に終わらな いようにという点です。

それから、「たらい回し」の感を与えない点も大事です。「うちの部署では、その相談はちょっと…。あちらに行ってください」で終わらないように。あちらに行ってくださいと言う場合、相手機関のことをよく知らずにその機関につないでいるとしたら、それは連携とは言えません。単なるたらい回しです。ここに書いてありますように、この社会資源、制度なりサービスを使うことで、被害者の方の生活がどう変化していく可能性があるのか、それからそのサービスがどんな意味を持つのかということをきちんと伝えなければ、情報がサポートの役割を果たさないということです。先ほど御紹介した、「真っ暗な荒れ狂う海に放り込まれたようだった」、あるいは「周りの人が勝手なことを言って振り回されていた」、そんな思いを抱く被害者が出ないように、この情報提供は非常に大事だと思います。この点、留意していただけたらと思っております。

最後に、これは学生たちのコメントです。私は大学で司法福祉論という授業を担当していて、その中で被害者に対する支援のことを取り上げておりまして、最後のほうの授業で学生に被害者支援についてコメントをもらっています。寄せられたコメントですが、「被害者の権利がないがしろにされてきたことがよく分かった」。「制度はあっても使えなくては意味がない」。それから、「被害者支援は、周りの人や専門職など、重層的な支援を想定すべき」。また、「もし自分や家族だったらと考えていきたい」。そして、「無知は偏見を呼び、重大な二次被害に繋がる」。被害者支援のことをほとんど知らなかったという学生たちが、授業を通してこういうことを考えていくようになります。自治体や関連機関における被害者支援に関する広報啓発も、とても大事だと思います。ぜひ被害者支援の重要性について、発信していっていただきたいと思っております。

これは御参考までに、今日紹介しました3つの調査結果が載っているウェブページです。 なお、今日は御紹介できませんでしたが、現在分析中の「被害からの回復」をテーマにし た調査については、また何かの機会に結果を御報告したいと考えております。

では、そろそろ時間が来たようです。今日は初めての動画配信ということで、舌足らずだったり、早口だったり、分かりにくい点も多かったことと思います。お聞きいただきまして、本当にありがとうございます。現在、新型コロナ感染症の対策で自治体の皆様方は本当にお忙しい時期にあるものと思います。新聞などで取り上げられているように、DV被害者の相談件数が増えている、外出自粛による児童虐待やSNSなどを通じた性被害の増加の懸念などが報道されています。こうした社会情勢を見ますと、犯罪被害は、社会のひずみとかもろさを映し出している鏡であると言えるように思います。どうぞ、どのような制度・支援が被害回復や権利擁護に必要なのかを常に考えながら、積極的な支援活動を続け、本当に住民が安心して暮らせる地域社会を目指していただきたいと思います。

以上になります。長時間にわたりまして、ありがとうございました。